

東松山市学校給食センター調理等業務
プロポーザル選定委員会設置要領

(設置)

第1条 東松山市学校給食センター調理等業務の契約に関し、契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、東松山学校給食センター調理等業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 企画提案書等の審査に関すること
- (2) 候補者の選定に関すること
- (3) その他プロポーザル方式の実施に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学校教育部長が指名する職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、その任務を終了したときをもって、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学校教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しく

は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、東松山市学校給食センター調理等業務の契約締結の日限り、その効力を失う。

東松山市学校給食センター調理等業務 プロポーザル選定委員会名簿		
	所 属	役 職
委員長	学校教育部	部 長
委員	学校教育部	次 長
	教育総務課	課 長
	学校教育課	課 長
	保育課	課 長
	学校長代表	学校長
	栄養教諭代表	栄養教諭
	学校給食センター	所 長